

84 しんかいさんしゃじんじゃちゆうせいもんじよ
新海三社神社中世文書



写真1



写真2



写真3

指 定 市有形文化財 昭和58年 3 月25日
所在地 田 口
所有者 新海三社神社



新海三社神社に所蔵する3通の中世文書である。3通のうち2通は、諏訪神社の祭事にあたり、田口郷が、頭役（当番又は当番役）に差し宛てられた文書であり、他の1通は、武田信玄が新海大明神に捧げた願書である。

- 写真1 天文21年（1552）8月、諏訪社から「明年臨時に行われる諏訪南宮常楽会の頭役を田口郷に命ずる、先例を守り勤仕すること」を内容とした文書である。
常楽会は、旧暦2月15日釈迦如来入滅の日に、釈尊の遺徳奉讃、追慕のため修する法会のことである。
- 写真2 弘治2年（1556）7月、写真1同様、諏訪社からの差定で、「明年行われる御射山祭の左頭番役に命ずる、先例を守り勤仕すること」を内容とした文書である。
御射山祭の祭祀は、諏訪社のなかでも最も大がかりの神事が行われたらしく、当番役となった左頭や右頭はいずれも各地の豪族等が勤仕したようである。
- 写真3 永禄8年（1565）2月、武田信玄は、上州に出兵しようとするに先立って、新海大明神の祠前で、箕輪の城が十日以内に攻略できるようにとの願文を捧げた。これがその願書である。